

香川県条例第37号

香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2第1項及び第75条の7第1項の規定に基づき、国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(国民健康保険保険給付費等交付金の種類)

第2条 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

(普通交付金)

第3条 普通交付金は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第2項及び第4項に掲げる事項を勘案して、知事が定めるところにより交付する。

(特別交付金)

第4条 特別交付金は、算定政令第6条第6項各号に掲げる額の合算額を、知事が定めるところにより交付する。

2 算定政令第6条第6項第3号の繰入金は、知事が定めるところにより、特別交付金の交付に充てる。

(国民健康保険事業費納付金の額の算定等)

第5条 県は、年度ごとに市町から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町に対して通知するものとする。

2 国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。

(医療費指数反映係数)

第6条 医療費指数反映係数は、知事が定める基準に従い、0以上1以下の範囲内において知事が定める数とする。

(年齢調整後医療費指数)

第7条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第9条第4項第3号に掲げる値とする。

2 算定政令第9条第4項第3号イ(1)の条例で定める部分は、算定政令第2条第4項に規定する部分とする。

(一般納付金所得係数等)

第8条 次の表の左欄に掲げる係数は、知事が定める基準に従い、それぞれ同表の右欄に定める数を基準として知事が定める数とする。

一般納付金所得係数	算定政令第9条第5項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数
後期高齢者支援金等納付金所得係数	算定政令第10条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数
介護納付金納付金所得係数	算定政令第11条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数

(一般納付金所得等割合等)

第9条 次の表の左欄に掲げる割合は、各市町につき、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に掲げる数とする。

一般納付金所得等割合	算定政令第9条第6項第1号
一般納付金被保険者数等割合	算定政令第9条第7項第2号

後期高齢者支援金等納付金所得等割合	算定政令第10条第4項第1号
後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合	算定政令第10条第5項第2号
介護納付金納付金所得等割合	算定政令第11条第4項第1号
介護納付金賦課被保険者数等割合	算定政令第11条第5項第2号

(一般納付金被保険者均等割指数等)

第10条 一般納付金被保険者均等割指数、後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数及び介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の数であって、知事が定める数とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定並びに第8条及び第9条の規定（一般納付金所得係数、後期高齢者支援金等納付金所得係数、一般納付金所得等割合及び後期高齢者支援金等納付金所得等割合に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、これらの規定中「算定政令」とあるのは、「算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令」とする。

(特別会計の設置に関する条例の一部改正)

3 特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県債管理特別会計)</p> <p>第18条 略</p>	<p>(県債管理特別会計)</p> <p>第18条 略</p>
<p><u>(国民健康保険事業特別会計)</u></p> <p>第19条 <u>国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、国民健康保険事業特別会計を設置する。</u></p>	